

「ICT活用の手引」

～福岡県立筑紫高等学校～

令和4年12月1日 第1版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1 端末使用の際のルール及び注意点	2
2 生徒用アカウントの取り扱い	2
3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	2
4 健康面への配慮	3
5 トラブルが起きた場合の対応	3
6 その他	3

1 端末使用の際のルール及び注意点

- 端末を家に持ち帰って使用する場合は、事前に端末借用申請書を提出した上で本手引の記載事項を遵守して使用すること。
- 端末は精密機器であるため、落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱うこと（持ち帰りの際は、カバンの下や底に入れない・ビニール袋に入れて濡らさない・暖房機器のそばに置かない）。
- 学習活動以外に使用しないこと（屋外での使用は禁止）。
- 端末は他人に使用させないこと。
- 利用できる機能は、「インターネットでの検索（Classi・Google Classroom 含む）」「オンライン授業（Zoom・Google Meet）」「計算機能」「撮影機能（一時保存に限る）」とする。
- Facebook・Twitter・Instagram・LINE 等の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用及びネット上への書き込みをしないこと。
- 著作権侵害に当たるファイル等のダウンロードや有害情報にアクセスをしないこと。
- 許可なくソフトウェアをインストールしたり、本体の設定を変更したりしないこと。
- SIM カードは端末本体から取り外さないこと（該当者のみ）。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。
- パスワードは、第三者に教えないこと。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に不用意に書き込まないこと。
- 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続しないこと。

- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任又は本校担当教員に相談すること。
- 写真や動画等の個人情報を端末に保存しないこと。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離 30 cm以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、担任に相談・連絡すること（8：30～17：00、土日・祝日を除く）。
筑紫高等学校（電話 092-924-1511）
- 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失（通話やSMSの利用及び有料アプリのダウンロードや課金等に伴い料金が発生した場合等）によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。
- ネットトラブルに関しては、担任又は次の相談窓口にご相談すること。
[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口（電話 0120-494-100）](tel:0120-494-100)

6 その他

- 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。
(機器の故障・ネットワークトラブルの際の対応(学習の継続)についての周知)
- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。